

県南広域振興局長告示第171号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成20年10月31日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 (1) 名称 毒ヶ森鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年県南広域振興局長告示第166号）による変更後の毒ヶ森鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 2 (1) 名称 西和賀町志賀来山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年県南広域振興局長告示第166号）による変更後の沢内村志賀来山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 3 (1) 名称 奥州市水沢大師山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年県南広域振興局長告示第168号）による変更後の水沢市大師山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 4 (1) 名称 一関市萩荘巖美鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年県南広域振興局長告示第167号）による変更後の一関市萩荘巖美鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 5 (1) 名称 一関市大東町室根高原鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年県南広域振興局長告示第168号）による変更後の大東町室根高原鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 6 (1) 名称 遠野市上郷中山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成20年県南広域振興局長告示第168号）による変更後の遠野市上郷中山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局及び総合支局の保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。